

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導検査に関する基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 提供した特定子ども・子育て支援に関する必要事項を記録しているか。	運営基準第54条 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②ア i)	1 必要事項が記録されていない。 2 必要事項の記録が不十分である。	C B
2 利用料及び特定費用の額の受領	1 (償還払い方式の場合) 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(以下、「認定保護者」という。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払いを受けるものとする。 2 (法定代理受領方式の場合) 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払いを受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。 3 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払を認定保護者から受ける場合にあらかじめ、特定費用の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 認定保護者から、契約により定められた利用料の支払いを受けているか。 2 認定保護者から、施設等利用費を控除して得た額の利用料の支払いを受けているか。 1 あらかじめ認定保護者に対して特定費用の用途及び額並びに理由を書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。	運営基準第55条第1項 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②ア ii) 運営基準第55条第1項、第57条 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②ア ii) 運営基準第55条第2項 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②ア ii)	1 認定保護者から、契約により定められた利用料の支払いを受けていない。 2 利用料の受領が不十分である。 1 施設等利用費を控除して得た額の利用料の支払いを受けていない。 2 利用料の受領が不十分である。 1 認定保護者へ特定費用の説明を行わず、同意を得ていない。 2 認定保護者への特定費用の説明等が不十分である。	C B C B C B

3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払いを受ける際、当該支払いをした認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、特定費用の支払いのみを受ける場合は、この限りではない。	1 認定保護者から利用料及び特定費用の支払いを受ける際、領収書の交付等をしているか。 2 利用料の額と特定費用の額を区分して領収書に記載しているか。 3 法定代理受領の場合、認定保護者から徴収する利用料は、市町村から支払いを受けた施設等利用費を控除して得た額を領収書に記載しているか。 4 法定代理受領の場合、認定保護者に対し施設等利用費の額を通知しているか。	運営基準第56条第1項、第57条 府子本第689号通知(別添1の5(2)②アiii)	1 支払いをした認定保護者に対し、領収書の交付等をしていない。 2 領収書の交付等が不十分である。 1 領収書に利用料の額と特定費用の額を区分して記載していない。 1 領収書に施設等利用費を控除した額を記載していない。 1 認定保護者に対し施設等利用費の額を通知していない。	C B B B
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払いをした認定保護者に対し、当該支払いに係る特定子ども・子育て支援特定支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書(以下、「提供証明書」という。)を交付しなければならない。また、法定代理受領の場合、認定保護者に加え、市町村に対しても提供証明書を交付しなくてはならない。	1 認定保護者に対し、必要事項を記載した提供証明書を交付しているか。 2 法定代理受領の場合、認定保護者及び市町村に対して提供証明書を交付しているか。	運営基準第56条第2項、第57条 府子本第689号通知(別添1の5(2)②アiii)	1 認定保護者に対し提供証明書を交付していない。 2 認定保護者に対する提供証明書の交付が不十分である。 3 提供証明書の記載内容が不十分である。 1 認定保護者及び市町村へ提供証明書を交付していない。 2 認定保護者及び市町村への提供証明書の交付が不十分である。 3 提供証明書の記載内容が不十分である。	C B B C B B

4 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(以下、「認定子ども」という。)に係る認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。	1 認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたとき、市町村に通知しているか。	運営基準第58条	1 認定保護者の不正行為等について、市町村に報告していない。	C
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定子ども・子育て支援提供者は、認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 認定子どもに対し、差別的取扱いをしていないか。	運営基準第59条 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②イ)	1 認定子どもに対し、差別的取扱いをしている。	C
6 秘密保持等	<p>1 特定子ども・子育て支援を提供する施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該認定子どもに係る認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	<p>1 施設又は事業所の職員及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た認定子ども等の秘密を漏らしていないか。</p> <p>1 職員であった者が認定子ども等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 認定子どもに関する情報の提供をする際にあらかじめ文書で認定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>運営基準第60条第1項 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②ウ)</p> <p>運営基準第60条第2項 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②ウ)</p> <p>運営基準第60条第3項 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②アiv)</p>	<p>1 正当な理由がなく、認定子ども等の秘密を漏らしている。</p> <p>1 秘密保持に関する必要な措置を講じていない。</p> <p>2 秘密保持に関する必要な措置が不十分である。</p> <p>1 認定子どもに関する情報提供について、あらかじめ文書による認定保護者の同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

7 記録の整備	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>【整備する書類】 (1)職員に関する記録 ・労働契約における契約書、その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等(雇用契約書、労働条件通知書等) ・各時間帯において保育従事者が基準どおり配置されていることがわかる書類(勤務表、出勤簿、タイムカード等) ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険等)への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制がわかる書類(衛生管理者又は衛生推進者の選任状況がわかる資料等) ・職員の健康診断の実施状況が分かる書類 (2)設備(安全管理)に関する記録 ・施設・設備が、法令その他市が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類(平面図等) ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類(安全点検簿、調理施設等衛生管理記録等) ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類(避難訓練の記録、事故簿・ヒヤリハット簿、安全管理マニュアル等) (3)会計に関する記録 ・適正な会計処理のため必要な事項について定めた経理規程 ・各会計年度に作成すべき計算書類(収支計算書、損益計算書、貸借対照表等) ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び認定保護者に関する市町村への通知に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>1 特定子ども・子育て支援の提供及び市町村への通知に関する記録を整備し、保存しているか。</p>	<p>運営基準第61条第1項 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②アv)</p> <p>運営基準第61条第2項 府子本第689号通知 (別添1の5(2)②エ)</p>	<p>1 諸記録の整備が行われていない。</p> <p>2 諸記録の整備が不十分である。</p> <p>1 記録を整備していない。</p> <p>2 記録の整備が不十分である。</p> <p>3 記録を5年間保存していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
8 申請事項の変更の届出	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、以下の事項に変更があったときは、10日以内に、関係書類を添えて、市に届け出なければならない。</p> <p>【変更があった場合に届出が必要な事項】 ・施設又は事業所の名称、種類及び設置の場所 ・設置者又は申請者の名称及び主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日及び職名 ・設置者又は申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例 ・施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・役員の氏名、生年月日及び住所</p>	<p>1 変更があったとき、市に届け出ているか。</p>	<p>支援法第58条の5 支援法施行規則第53条の3 市確認規則第7条第2項</p>	<p>1 市に届け出していない。</p>	<p>C</p>